

平成28年9月27日

医療機関各位

一般社団法人 広島市医師会
会 長 松 村 誠

乳幼児等医療費補助制度の改正について（お知らせ）

秋冷の候 貴職におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、会務諸事業につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、広島市においては、現行の「乳幼児等医療費補助制度」を見直して、平成29年1月1日から新たな補助制度を実施する予定となっておりますが、別添のとおりこれについての説明文の送付依頼がありましたので、各位にご案内させていただきます。

この新たな制度につきましては、年齢拡大のみならず、通院の補助に全国的にも例のない2段階の所得区分を導入し、一部負担金が増額となる対象児が25%も生じるうえ、薬剤費の公的補助の有無から医療機関によって一部負担金が異なるケースも起こるなど、複雑なものとなっております。

このため、窓口において混乱が生じないように、制度改正について別添の説明内容をよくご確認いただきますようお願いいたします。

また、このたびの新たな制度については十分な理解が必要と考えますので、広島市による制度説明会を開催する予定としております。日程につきましては、後日、改めてご連絡させていただきますことを申し添えます。

一般社団法人 広島市医師会
地域医療課（担当：三宅・井上）
TEL：082-232-7321
FAX：082-292-5233

(公 印 省 略)
平成28年9月27日

(一社) 広島市医師会
会長 松村 誠 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局保険年金課)

乳幼児等医療費補助制度の改正の周知について (お願い)

秋涼の候、貴職にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から本市行政について御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本市の乳幼児等医療費補助制度につきましては、平成29年1月1日が改正条例の施行日となっておりますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、改正内容等について、別添により、会員の皆様に御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係
担当 服部、村田 TEL (082) 504-2158

(公 印 省 略)
平成28年9月27日

医療機関各位

広島市長 松井 一實
(健康福祉局保険年金課)

乳幼児等医療費補助制度の改正について (お願い)

秋涼の候、貴職にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から本市行政について御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、乳幼児等の健やかな成長に寄与するため、乳幼児等の医療費の一部を補助する乳幼児等医療費補助制度を実施しております。

この度、より多くの子どもの健全な発育をさらに促進するため、対象年齢の大幅な拡大を行います。また、受益者負担の考え方により安定的かつ持続可能な制度運営を行うため、所得の低い世帯の受診抑制に配慮しつつ、一定の所得を有する世帯に所得に応じた負担をお願いすることにより、全体として公平感が感じられるよう、一部負担金を見直します。

つきましては、平成29年1月1日より本市の子どもの医療費補助制度は別添の「乳幼児等医療費補助制度の改正について(両面刷)」のとおりとなりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

制度改正に伴いレセプトコンピュータのシステム改修等が必要となります。貴院のレセプトコンピュータ業者に対処状況を確認いただいた上で、システム改修等の対応を御依頼いただきますようお願いいたします。なお、本市からも、レセプトコンピュータ業者にシステム改修等の対応についてお願いをしているところです。

(お問い合わせ先)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係
担当 服部、村田 Tel (082) 504-2158

乳幼児等医療費補助制度の改正について

1 改正の趣旨

より多くの子どもの健全な発育をさらに促進するため、対象年齢の大幅な拡大を行います。また、受益者負担の考え方により安定的かつ持続可能な制度運営を行うため、所得の低い世帯の受診抑制に配慮しつつ、一定の所得を有する世帯に所得に応じた負担をお願いすることにより、全体として公平感が感じられるよう、一部負担金を見直します。

2 実施時期

平成 29 年1月1日～

3 改正内容等

(1) 対象年齢

対象年齢について、入院は「中学 3 年生」まで、通院は「小学 3 年生」まで拡大します。

改正前	改正後
入院・通院とも、未就学児まで ※発達障害児は小学2年生まで	入院:中学生まで 通院:小学3年生まで

(2) 所得制限額

現行どおり (所得 532 万円 (被扶養者1人につき 38 万円を加算した額))

(3) 一部負担金

ア 入院

現行どおり (一部負担金なし)

イ 通院

保護者の所得額により、通院の一部負担金の上限額が変わります。これにより、一部の比較的高い所得区分の世帯では、通院の一部負担金が増加する場合があります。

改正前	改正後
初診料算定時1日 500 円を限度 (月4日まで)	1 保護者の所得額が基準額未満 ・初診料算定時1日 500 円を限度(月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 (1) 未就学児 ・1日 1,000 円を限度(月2日まで) ※ 初診料算定時に限らない。 (2) 小学1～3年生 ・1日 1,500 円を限度(月2日まで) ※ 初診料算定時に限らない。 (3) 第三子以降の子ども ・初診料算定時1日 500 円を限度(月4日まで)

※ 基準額は、所得 295 万 2 千円 (被扶養者1人につき 38 万円を加算した額)

※ 一部負担金は、1医療機関等ごとに支払う。

※ 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の医療機関等とみなす。

※ 保険薬局で処方箋に基づき薬剤の支給を受けた場合、指定訪問看護、あん摩マッサージ指圧・はりきゅう・柔道整復の施術を受けた場合には、一部負担金を支払う必要はない。

(4) 受給者証

改正前	改正後
乳幼児等医療費受給者証	子ども医療費受給者証

ア 受給者証の有効期間

(ア) 乳幼児等医療費受給者証（改正前）

すでに制度の対象となっている者（未就学児、小学1・2年生の発達障害児）は、所持する乳幼児等医療費受給者証の有効期間（平成29年の誕生日の月末又は3月31日）までは、乳幼児等医療費受給者証を利用します。

(イ) 子ども医療費受給者証（改正後）


平成29年1月1日から制度の対象となる小・中学生は、平成29年1月から、子ども医療費受給者証を利用します。受給者証の有効期間は、平成29年1月1日から次の誕生日の月末までとし、誕生日ごとの更新となります（ただし、小学3年生の受給者証は、通院の対象期間が終了するため、3月31日までの有効期間とし、3月に更新を行うこととなります（自動更新）。中学3年生の受給者証は、3月31日までの有効期間です。）


すでに制度の対象となっている者（未就学児、小学1・2年生の発達障害児）は、乳幼児等医療費受給者証の有効期間の終了により、子ども医療費受給者証に変更となります。


イ 一部負担金の上限額の記載


子ども医療費受給者証においては、一部負担金の上限額について、一部負担金限度額欄のほか、受給者証の右上にも記載します（500円、1,000円、1,500円、入院のみ）。

広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係
担当：服部、村田 TEL082-504-2158

こども医療費受給者証	
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0
公費負担医療の受給者番号	
こども	氏名・性別
	生年月日 平成 年 月 日
保護者	住所
	氏名
一部負担金 (自己負担) 限度額	通院
	入院
有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
発行機関	広島県 広島市長 
交付年月日	平成 年 月 日

こども医療費受給者証	
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0
公費負担医療の受給者番号	
こども	氏名・性別
	生年月日 平成 年 月 日
保護者	住所
	氏名
一部負担金 (自己負担) 限度額	通院
	入院
有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
発行機関	広島県 広島市長 
交付年月日	平成 年 月 日

こども医療費受給者証	
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0
公費負担医療の受給者番号	
こども	氏名・性別
	生年月日 平成 年 月 日
保護者	住所
	氏名
一部負担金 (自己負担) 限度額	通院
	入院
有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
発行機関	広島県 広島市長 
交付年月日	平成 年 月 日

こども医療費受給者証	
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0
公費負担医療の受給者番号	
こども	氏名・性別
	生年月日 平成 年 月 日
保護者	住所
	氏名
一部負担金 (自己負担) 限度額	通院
	入院
有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
発行機関	広島県 広島市長 
交付年月日	平成 年 月 日